

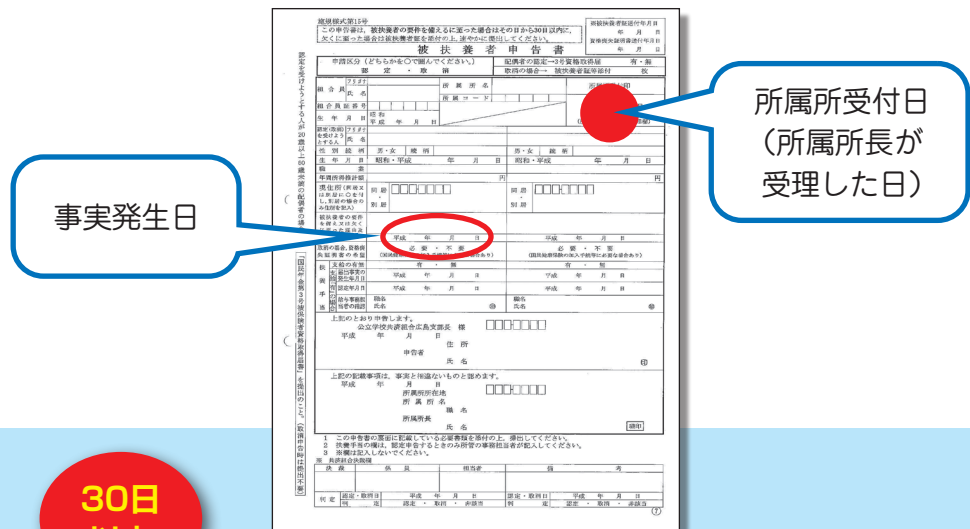
被扶養者の届出と認定日・取消日

短期給付係
(082)513-4957

組合員となった日（他支部及び他共済組合からの転入を含む。）に被扶養者の要件を備える方がいる場合や、出生や結婚等で新たに扶養の事実が生じた場合は、**事実発生日**（被扶養者の要件を備えた日）から **30日以内**に「被扶養者申告書」により所属所長へ届け出てください。

所属所長への届出が事実発生日から起算して、31日以上経過している場合は、所属所長が受理した日が認定日となります。

なお、扶養手当を受けている人の認定の場合、被扶養者の要件を備えた日とは、扶養手当の支給開始日ではなく、あくまで**事実発生日**（出生日、婚姻日、退職の翌日、同居日等）になりますので、注意してください。



認定後は、被扶養者の収入状況等を常に把握していただき、認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに認定取消しの手続きを行ってください。

取消日は、届出が遅れても事実発生日に遡って取消しとなります。そのため、その間に被扶養者証を使用して保険医療機関等で受診された場合は、**共済組合が負担した医療費等を返還していただくこととなりますのでご注意ください。**

また、認定取消後は就職先の健康保険に加入されている等の場合を除き、市町村等で速やかに国民健康保険加入の手続きを行ってください。